

「けんぽくの魅力発信チャレンジ事業」実施業務委託企画提案競技実施要領

平成27年3月6日
福島県県北地方振興局

【留意事項】

平成27年2月定例県議会において本事業の予算が可決成立しない場合は事業を実施しませんので、予め御了承のうえ、御参加願います。

1 目的

過疎・中山間地域における交流人口の拡大を推進するため、県北地域の地域資源をPRする動画（日本語版、英語版）を作成し、ホームページへ掲載するとともに各種イベントで放映するほか、外国人留学生を通して海外へ発信するなど、様々な媒体を通して国内外へ発信する。

福島県県北地方振興局（以下「県」という。）は、この事業を効果的に実施するため、動画の制作に係る方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、この企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、企画提案競技（以下「企画コンペ」という。）を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

けんぽくの魅力発信チャレンジ事業

(2) 業務の仕様等

資料2「『けんぽくの魅力発信チャレンジ事業』実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

委託契約締結日（平成27年4月1日予定）から平成28年1月29日まで

(4) 委託契約額の上限

1,156千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画コンペ担当課

福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（担当：諸井）

所在地 〒960-8043 福島市中町1番19号（中町ビル6階）

電話 024-523-2364（直通）

メールアドレス kenpoku.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

4 企画コンペ参加者の資格

企画コンペに参加する者（以下「企画コンペ参加者」という。）は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

- (1) 福島県内に本社又は事務所・事業所を置き、かつ、県内で確実な業務遂行体制が確保されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- (3) 本企画コンペの開始から審査会の開催日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
また、民事再生法の規定による申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められている者。
- (5) 以下に該当する者が役員でないこと。
ア 法律行為を行う能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者
ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (6) 企画コンペ参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 協議実施日前3年間に於ける団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (9) 県税等の滞納がないこと。関係法令の手続等を順守していること。
- (10) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (11) 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。

5 企画コンペに関する手続

(1) 企画コンペ提案書様式等の入手

企画コンペ提案書様式及び実施要領については、福島県県北地方振興局ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

- ・ホームページアクセス：[福島県県北地方振興局](https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01210a/27kenpokunomiryoku.html) **検索**
- ・ホームページアドレス

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01210a/27kenpokunomiryoku.html>

(2) 企画コンペ参加届出書の提出（必須）

企画コンペ参加者は、「企画コンペ参加届出書（様式1-1）」を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成27年3月20日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法

企画コンペ担当課に持参又は郵送で提出すること。

- a 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- b 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

ウ 留意事項

提出期限までに企画コンペ参加届出書を提出しなかった者は、8に定める企画コンペ提案書の提出ができないものとする。

6 説明会の開催

本企画コンペに係る説明会を次のとおり開催するので、参加を希望する場合は、「企画コンペ説明会申込書（様式1-2）」により申込みすること。

(1) 日時

平成27年3月10日（火） 午後1時30分から2時30分

(2) 場所

福島市中町1番19号 中町ビル
福島県北地方振興局 4階会議室

(3) 申込方法

企画コンペ担当課のメールアドレスあて、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

このとき、件名を「けんぼくの魅力発信チャレンジ事業・企画コンペ説明会申込書」と入力すること。

- ・企画コンペ担当課メールアドレス：
kenpoku.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

(4) その他

- ・車で来場の際は、県庁外来駐車場を利用願います。
- ・この説明会に出席しなくとも、企画コンペ提案書の提出は可とします。

7 質問書の受付

実施要領、企画コンペ提案書の作成等に関して質問がある場合は、次のとおり「実施要領等に関する質問書（様式1-4）」を提出することができる。

(1) 受付期間

平成28年3月6日（金）から3月20日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

企画コンペ担当課のメールアドレスあて、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

このとき、件名を「けんぼくの魅力発信チャレンジ事業・企画コンペ質問」と入力すること。

- ・企画コンペ担当課メールアドレス：
kenpoku.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県北地方振興局ホームページにて随時公表する。

8 企画コンペ提案書の提出方法（必須）

企画コンペ提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

平成27年3月25日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

企画コンペ担当課あてに持参又は郵送により提出すること。

- a 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- b 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。なお、県においては、郵送中の事故等の責任を負わない。
 - ・ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びファクシミリによる提出は認めない。

(3) 提出書類

企画コンペ参加者は、「資料3 本企画提案競技における企画コンペ提案書作成要領」で定める書類を提出するものとする。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(5) 企画コンペ提案書の作成及び留意事項

- ア 企画コンペ提案書は、様式に従って作成すること。
- イ 企画コンペ参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。
- ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- エ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画コンペ提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

9 企画コンペに係る留意事項

(1) 失格又は無効

企画コンペ参加者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 前4で定める参加者資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加者資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 企画コンペ参加届出書を提出しなかった者による提案
- ウ 前8で定める提出期限を過ぎて提出された提案
- エ 前2で定める委託契約の上限額を超える提案
- オ 提出した企画コンペ参加届出書及び企画コンペ提案書が、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- キ 本企画コンペの公平性に影響を与える行為があった場合
- ク その他本実施要領に違反すると認められる場合

(2) 複数提案の禁止

企画コンペ参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画コンペ提案書の変更、差し替え若しくは再提出はできない。また、提出書類は返却しない。

(4) 辞退

企画コンペ参加届出書を提出した者が、参加を辞退する場合は、「企画コンペ参加辞退届出書（様式1-3）」を企画コンペ担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

(5) 費用負担

参加に要する経費等は、企画コンペ参加者の負担とする。

(6) その他

- ア 企画コンペ参加者は、企画コンペ提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。
- イ 提出された企画コンペ提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

10 委託契約候補者の決定方法

(1) 審査

提出された企画提案書について事前審査を行った上で、企画コンペ参加者による「プレゼンテーション審査会」（以下「審査会」という。）を実施し、別途設置する「企画コンペ審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 委託契約候補者の決定

審査委員会は、企画コンペ提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(3) 結果の通知等

審査結果は、全ての企画コンペ参加者に書面にて速やかに通知するとともに、福島県県北地方振興局ホームページにおいても公表する。

なお、電話、ファクス、電子メール等による問い合わせには応じない。

11 審査会の開催

(1) 日時（予定）

平成27年3月27日（金）※都合により変更となる場合がある。

参集時間については、企画コンペ参加者に別途通知する。

(2) 場所

福島市中町1番19号 中町ビル

福島県県北地方振興局 4階会議室

(3) 方法

ア 審査会への出席は2名以内とする。

イ 審査会においては、提出した企画コンペ提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。

ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は15分以内とし、その後の質疑応答についても10分以内で実施する。

エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画コンペ提案書のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

12 契約手続等

(1) 委託契約の手続

県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金（契約額の100分の5以上の額）を納付しなければならない。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全額及び一部を免除することがある。

(2) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画コンペ提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払を原則とするが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を概算払することもできる。

(4) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画コンペ提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

13 公正な企画コンペの確保について

- (1) 企画コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の企画コンペ参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画コンペ提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画コンペ参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の企画コンペ参加者に対して企画コンペ提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。